

令和6年度採用 四万十町地域おこし協力隊（民間企業等受入型） 募集要項

高知県四万十町は、雄大な四国山脈を背に、南は青く輝く太平洋に面し、その中央を清流四万十川が東から西へ大きく蛇行しながら流れる自然豊かな町です。

これらの豊かな自然を活かし、地域住民が主体となった新たな発想による創造的なまちづくりを推進していますが、全国の他の地方自治体の例にもれず、少子高齢化による人口減少が続いています。

そこで、四万十町では未来にわたり持続・発展していくため、民間企業等と協働して地域の課題解決や活性化に取り組んでいただける隊員を次のとおり募集します。

1. 募集人員

隊員 1 名

2. 任務（活動内容）

耕作放棄地の活用（1名）

四万十町十和地域に会社を構える『しまんと新一次産業株式会社』で働きながら、耕作放棄地と借り手を繋ぎ、転作農作物の個別支援や栗・芋の協働生産を行っていただきます。

【具体的な仕事内容】

○1年目：まずは農業を知るために、現場に入り栗や芋の生産技術の習得や、耕作放棄地の現状や課題を知っていただきます。耕作放棄地を活用するために、『しまんと新一次産業株式会社』がノウハウを持っている栗・芋への転作を推奨し、2名以上の転作希望者把握を目標とします。

○2年目：耕作放棄地と借り手を見つけ、栗・芋の協働生産を行うよう働きかけます。また、栽培に不慣れな方への個別支援等も行い、適切な圃場管理ができるように努めていただきます。

○3年目：これまでに習得した農業のスキルを活かして、自身も栽培を行う。また、耕作放棄地活用の制度設計を確立させ、モデル事業として構築する。また、1年目2年目の活動により判明した課題に対して、解決できるような企画立案を行う。

3. 募集対象

募集対象者の条件は、次のとおりとします。

- ①生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から四万十町内へ移し、住民票を異動させることが可能な者（任用を受ける前に既に四万十町内に定住・定着している者（既に住民票の異動が行われている者等）については、原則として含まない。）
- ②過疎地域の活性化に意欲があり、地域住民と生活をともにする意思のある者
- ③普通自動車免許を取得している者または委嘱日までに取得予定の者
- ④パソコン（ワード、エクセルなど）の一般的な操作ができる者
- ⑤他地域に向けて電子媒体等で情報発信を行うことができる者
- ⑥任期満了後において定住する意思のある者
- ⑦地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない者

4. 勤務地

5. 勤務時間

週休 2 日制 ※ただし、現場の状況及び業務内容によって変動あり

勤務時間：8:00～17:00（休憩 90 分）

6. 雇用形態・期間

しまんと新一次産業株式会社の契約社員として雇用します。

○雇用期間は、地域おこし協力隊の委嘱の日から当該年度末までとします。なお、活動に取り組む姿勢、成果等を勘案して再度の委嘱を行うことができ、通算される任期は最長 3 年間とします。

7. 賃金

月給：18 万円（子供手当あり：1 人 5,000 円）、賞与あり（但し会社の業績による）

8. 待遇等

活動期間中の住居は雇用主が用意するため、無償となります。

活動に伴う研修の受講や資格取得による費用は活動経費から支出可能です。

9. 応募手続

（1）申込み受付期間

随時募集

（2）提出書類（提出された書類は返却しません）

○応募用紙（添付の様式）

○レポート（「地域おこし協力隊で活かしたい私の能力」「3 年間の活動で掲げたい目標」のいずれかをテーマに 1000 字以内で作成し、提出してください。用紙サイズは A4 で書式は自由です。）

○現住所地で税金を滞納していない証明書（完納証明書など）

（3）申込み先

〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町 16 番 17 号

四万十町役場にぎわい創出課

TEL：0880-22-3281 FAX：0880-22-5040

Eメール：iju-40010 @town.shimanto.lg.jp

10. 選考

（1）第一次選考

書類選考の上、結果を応募者に文書で通知します。

（2）第二次選考

第一次選考合格者については面接を行います。日時等は第一次選考結果を通知する際にお知らせします。面接終了後には、活動を希望する地域の案内を予定しております。

なお、来町に要する費用については自己負担でお願いします。

（3）最終選考結果の報告

合否は文書で通知します。

11. その他

ご不明な点については、四万十町役場にぎわい創出課までお問い合わせください。